



# 広報 こじい

10月  
(No.139)

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社



## 辰、巳年は不作と言われているが

今年の稲の作況指数を県は95と推定している。冷夏の影響で越路町では昭和四十四年以来の不作となつた。特に品種では越系奨励品種にその被害が出ている。

農業普及所の調べでは、今年は、出穂期から成熟期にかけての日照不足、低温、雨天続きが響き、イモチ病などによる生育不良の被害が広がったのが原因とみられる。これに追いうちをかけるよう、九月十四日に襲った台風十七号は風と雨を降らせ稲の倒伏被害をもたらした。

## 今月の主な内容

- ▼ 敬老会、おひさしぶりですね
- ▼ 農業委員会長野上公平氏
- ▼ 奥さん!! 国民年金へどうぞ
- ▼ 第三回定期会
- ▼ 農地統制小作料が改定される
- ▼ 越路町農作物冷害等対策本部設置

| 町の人口              |          |     |
|-------------------|----------|-----|
| 住民基本台帳人口 (7月末日現在) |          |     |
| 世帯数               | 3,120戸   | +5  |
| 人口                | 13,837人  | +35 |
| 内訳                | 男 6,731人 | +15 |
|                   | 女 7,106人 | +20 |

先月号うぶごえ欄で岩田壮憲とあります。が社典の誤りでしたのでおわびして訂正します。

## おわび

この調査は国民の社会生活の実態を明らかにし、各種行政施策の目的とした新規の統計調査です。調査は十月十七日と二十二日の間の一日を調査日として行われるもので、調査区域は総理府統計局长が全国市町村の中から抽出指定するもので、越路町では西野、飯島、来迎寺、飯塚、岩田の五地区がそれぞれ調査の対象となります。調査員が各戸へお伺いいたしますのでご協力をお願いいたします。

## 社会生活基本調査にご協力を

| 犬の登録と狂犬病予防注射 |  |                        |
|--------------|--|------------------------|
| 10月20日       | 10:00~11:00<br>13:00~14:00               | 塙山公民館<br>岩塙保育所         |
| 10月21日       | 9:30~10:00<br>10:30~11:30<br>13:00~14:00 | 石津区事務所<br>神谷区事務所<br>役場 |

今月の納税 { 町県民税  
国民健康保険料  
国民年金 }

3期 4期 3期 } 25日です。



第三回定例会

## 一般会計特別会計の補正と 一般会計特別会計決算の認定

昭和五十二年九月二十日　されば重審議のうえも原典とおり可決決定を初日として、会期十一日間で本会議が開かれ、一  
または承認されました。昭和五十年度決算について

般会計補正予算など提出十三議案、報告一件が上程  
は、次号でお知らせします。

二千

## 町道新設改良工事を

入歳出総額に二、七三二万  
の増額が議決され、総額で  
ました。

詩刊社、競進報社合印

**特別職議員報酬の改訂**

議会費では、二五二万九千円を  
試して、三、三八二万四千円と  
なりました。これらのものにつ  
て、中野島保育所増築  
ています。

て議員報酬が改訂されたことによ  
るもので、

総務費では、八四三万円を増額  
して、一億七、一七三万六千円と  
なりました。このおもなものとし  
ては、特別職給料の改訂及び塙野  
山、飯塚中島の集会所建設助成金  
となっています。

民生費では、一九一万六千円を  
増額して、二億一、四六三万円と  
なりました。このおもなものとし  
ては、

土木費では、九七七万四千円が  
増額され、二億七、一三五万円と  
なりました。このおもなものとし  
ては、おくれて、町道新設工事  
を早期に進めるため三路線が組み  
込まれました。

## 農地統制小作料が 改定されました

さくらの木

戴されております

販売が

規制されます

**改定されました**

統制小作料が今年九年ぶりに引き上げられました。今回の統制小作料は改定前の基準に対する比率が一・二倍となりました。

改定前と今回の改定の金額は別表の通りです。

なお小作料には統制小作料と標準小作料とがありますが、

統制小作料とは昭和四十五年九月以前に小作契約を結ばれておった農地の小作料を言うものです。統制小作料とは昭和四十五年十月以降に貸借した農地の小作料を言るもので、標準小作料は昨年改訂したもので、標準小作料は昨年改訂され昭和五十年五月一日付の「広報こじし」に改訂された小作料が掲載されています。

**訪問販売等**

**規制されます**

不況下の販売拡張をねらって、最近不慣れな消費者の弱みにつけてこみ商品を売りつける訪問販売、通信販売、ねずみ算的に販売網を拡げて行く、マルチ商法が横行しています。このように店舗以外で行われる“特殊販売”による商

支払時期等の表示。

四、ネガテープ、オプション（無断で商品を送り、断わらないと代金を請求する商法）では、実質禁止の方向で、商品が送られてから三ヶ月以内に買うことを承諾しないで、業者が商品を引き取らないときは、業者は商品を取り戻す権利を失います。このように法律が制定されましたが、なによりも消費者の冷静な

# 赤い羽根共同募金にご協力を



赤い羽根も今年は三十才を迎えました。そして「赤い羽根」を通じて寄せられたみなさまからの寄附金は、お氣の毒な人々を援助し施設をよくし、また地域住民の福祉活動を増進するものに使われるものです。

赤い羽根で親しまれている共同募金運動が、今年も十月一日から全国一斉にくりひろげられます。

町においてもこの趣旨に基づき、部落区長さんを通じてお願ひしますのでご協力ください。

## 10月分有線放送番組予定表

| 月  | 日   | 曜 | タ イ プ    | 内 容                 | 放 送 者 |
|----|-----|---|----------|---------------------|-------|
| 10 | ・ 6 | 水 | 役場だより    |                     | 役 場   |
|    | 7   | 木 | 生活の窓     | くらしの工夫              | 普 及 所 |
|    | 8   | 金 | 学校だより    | 読書感想文の発表            | 岩塚小学校 |
|    | 11  | 月 | 営農だより(宮) | 農事諸問題について           | 塙山農協  |
|    | 13  | 水 | 役場だより    | 脳卒中予防について           | 役 場   |
|    | 15  | 金 | マイク訪問    | 福祉センター利用者の声         | 有 放   |
|    | 18  | 月 | 営農だより    | 果実の話(第一回)           | 普 及 所 |
|    | 20  | 水 | 農協だより    |                     | 岩塚農協  |
|    | 21  | 木 | 学校だより    | 関東吹奏楽コンクール中越地区に出席して | 塙山中学  |
|    | 22  | 金 | 防災だより    | たばこによる火災をなくそう       | 役 場   |
|    | 25  | 月 | 営農だより(相) | 農事相談                | 来迎寺農協 |
|    | 27  | 水 | 役場だより    | 脳卒中予防について           | 役 場   |
|    | 29  | 金 | 有放広場     |                     | 有 放   |
| 11 | ・ 1 | 月 | 営農だより    | 果実の話(第二回)           | 普 及 所 |
|    | 3   | 水 | 役場だより    |                     | 役 場   |

判断が必要です、よく調査し、よく考えて行動いたしましょう。

法を規制して適正化し、消費者が被害を受けないよう「訪問販売等に関する法律」が成立し、ことしの十二月一日から施行されることになります。した。

規制の内容を簡単にお話しします。

一、訪問販売では訪問者の氏名等の明示、申込みや契約した内容を明示した書面の交付、解約、

猶予期間（四日以内）の設定。

二、通信販売では、販売条件を広告する場合、販売価格、代金の

冬期出稼ぎされる皆さんへ

冬期出稼ぎされる国保加入者で被保険者証をわけて出稼ぎ先へ持つていかれる方は届出を早めに済ませて下さい。届出の際に必要なものは、現在使用している被保険者証及び印鑑です。住所を離れる期間、出稼ぎ先住所等を受付でおたずねします。

教育委員会委員と  
固定資産評価審査  
委員会まる

新潟県政勞  
者美術展  
に応募を  
一、主催 新潟県、新潟市、新潟県労政協会  
り開催します。労働者のみなさん、ふるつ  
て応募して下さい。

二、会期 昭和五十一年十一月十八日～十一  
月二十一日

三、会場 新潟県美術博物館

四、種目 日本画、洋画、彫塑、工芸、書道、  
写真

五、資格 県内の事業所等（官公私立学校を含）

後期技能検定が実施されます。これは受検者の皆さんのがんの技能と社会的地位が向上することを目的として行われる国家検定です。

受検受付：十月二十二日（金）から十一月四日（木）まで

実技試験：十一月三十日（火）から一月二十八日（月）まで

学科試験：一月十三日（日）

一月二十日（日）

一月二十七日（日）

合格発表：三月二十九日（火）

実施職種

- 機械検査、時計修理、菓子製造、
- 配管、瓦ぶき、鉄筋組立て、建築製図、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、家具製作、酒造、
- 建築大工、床仕上げ施工、型わく施工、農業機械整備、機械電気製団他

その他：くわしいことは役場商工係又は新潟県技能検定協会へ  
電話（〇二五二）三一一一五五に照会下さい。

 交通死亡事故〇運動 353 日達成

